

一管区水路通報第2号

令和6年1月19日

第一管区海上保安本部

第12項	北海道南岸	苫小牧港	水路測量
第13項	北海道南岸	苫小牧港南東方	魚礁設置
第14項	北海道南岸	襟裳岬南方	射撃訓練
第15項	北海道東岸	羅臼港	防波堤名称について
第16項	北海道東岸	羅臼港	波除堤等完成
第17項	北海道西岸	稚内港及び付近	照明弾発射訓練
第18項	北海道西岸	天塩港及び付近	水路測量
第19項	北海道西岸	留萌港北西方	射撃訓練
第20項	北海道西岸	石狩湾港北北東方	障害物存在
第21項	北海道西岸	神威岬西南西方	射撃訓練
第22項	北海道西岸	茂津多岬南方	灯台復旧
第23項	北海道南岸及び西岸	恵山岬南東方及び白神岬西方	救難訓練

○ 船舶交通安全のための情報提供について

海上保安庁は、船舶交通の安全のために必要な事項等を「水路通報」及び「航行警報」により提供しています。その概要は次のとおりです。

「水路通報」

種類	情報内容	使用語	提供方法
水路通報	海図等の水路図誌を最新維持するための情報、船舶交通の安全に必要な情報等	日本語 英語	インターネット、 印刷物
管区水路通報	管区海上保安本部の担任水域及びその周辺海域における船舶交通の安全及び能率的な運航に必要な情報	日本語 英語	インターネット(原則として毎週1回又は随時)

※各種水路通報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/tuho/tuho01.html>

「航行警報」

水路通報により事前に周知されていない緊急に周知が必要な事象は、「航行警報」により情報提供しています。「航行警報」は、対象海域を航行する船舶に対して情報提供していますので、航行する海域に応じて各種航行警報を利用ください。

種類	対象海域	提供頻度	使用語	提供方法
地域航行警報	港則法適用港及び付近	随時、定時(1日2回)	日本語 英語	無線電話 インターネット
NAVTEX航行警報	距岸約300海里以内の沿岸海域	随時、定時(1日6回)	日本語 英語	自動受信方式 インターネット
NAVAREA XI 航行警報	距岸約300海里以遠の大洋海域	随時、定時(1日2回)	英語	通信衛星による 自動受信方式、 インターネット
日本航行警報	太平洋、インド洋及び周辺諸海域	随時、定時(1日2回)	日本語	インターネット等

※各種航行警報の情報は、下記Webページで入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/TUHO/keiho/navarea11.html>

○ 「海氷情報センター」について

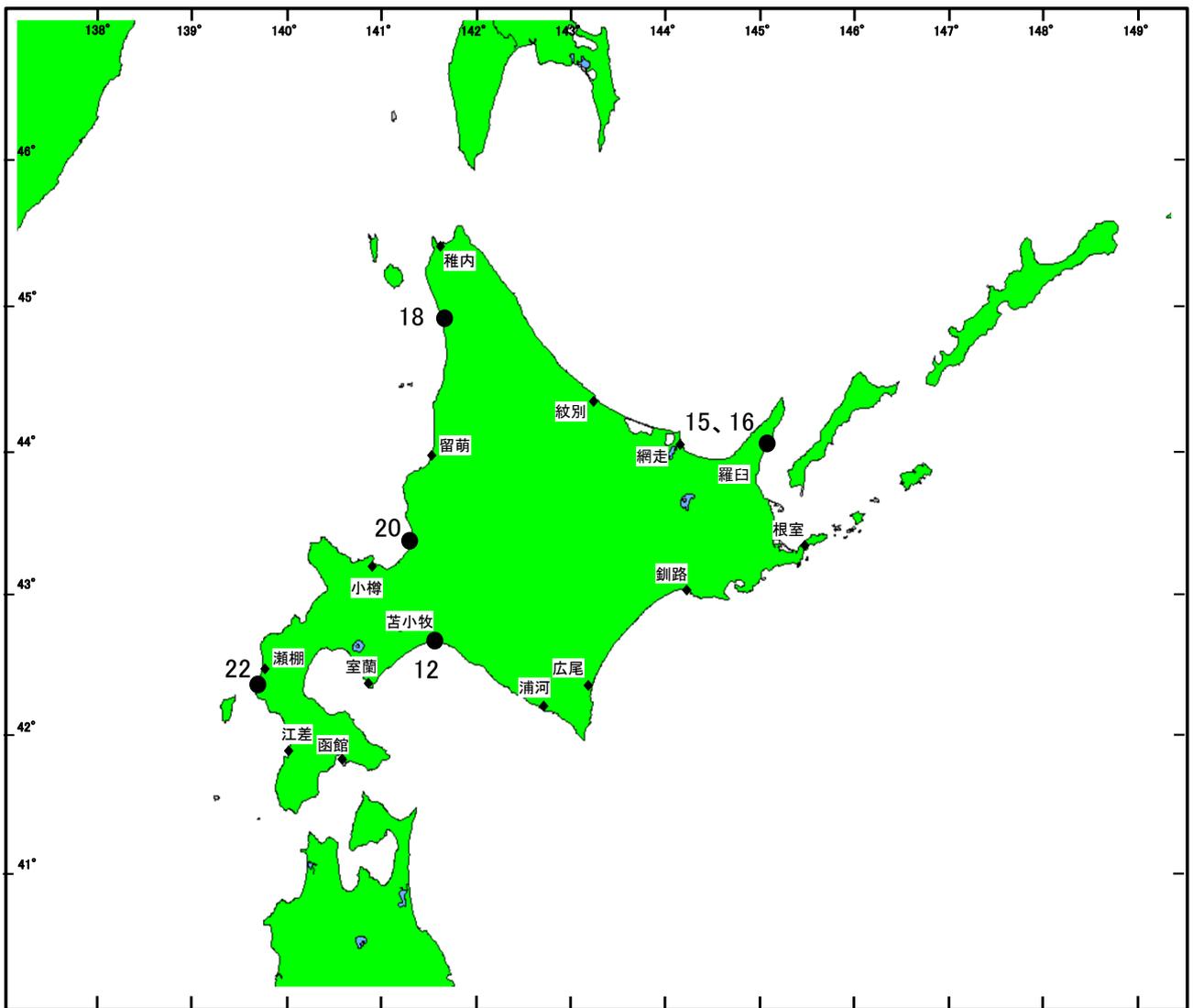
海氷情報は下記Webページにより入手できます。

URL: <https://www1.kaiho.mlit.go.jp/KAN1/lcenter.html>



一管区水路通報や水路図誌に関するお問い合わせ先
第一管区海上保安本部海洋情報部 監理課 情報係
〒047-8560 小樽市港町5番2号 小樽地方合同庁舎(5階)
TEL (0134)27-0118(内線2515) FAX (0134)27-6190

索引図



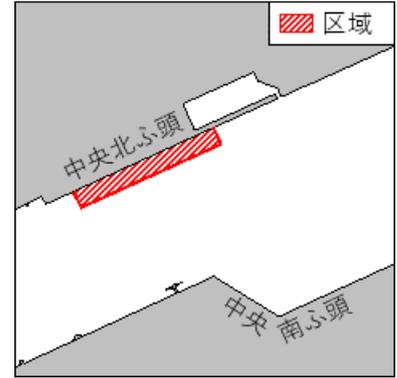
※概略の位置又は区域を●印で示す。数字は項数。

●印で表現できない広範囲に及ぶ13、14、17、19、21、23項については各項を参照ください。

6年12項 北海道南岸 ー 苫小牧港、第1区 水路測量

図に示す区域で、作業船による水路測量が実施されている。

期 間 令和6年1月25日までのうち5日間
 備 考 測量中、白紅白の燕尾旗掲揚
 海 図 W1033A-JP1033A
 出 所 第一管区海上保安本部

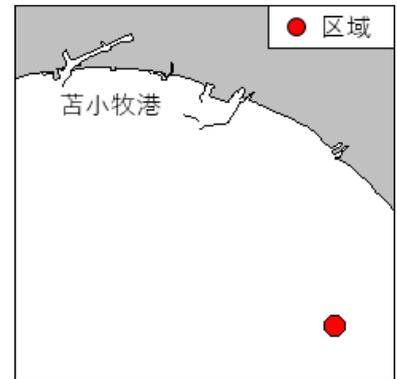


6年13項 北海道南岸 ー 苫小牧港南東方 魚礁設置

一管区水路通報5年40号602項関連

下記区域に、魚礁が設置されている。

区 域 下記地点付近
 42-25-14N 141-55-05E
 備 考 六角柱型魚礁2段(高さ 約1.6m、243基)を設置
 安全限界水深 21m
 海 図 W1030-JP1030
 出 所 浦河海上保安署



6年14項 北海道南岸 ー 襟裳岬南方 射撃訓練

下記区域で、航空機による空対空射撃訓練が実施される。

期 間 令和6年2月1日～29日(日曜日及び祝日を除く)0800～1700

区 域 下記9地点を結ぶ線により囲まれる区域

- (1) 42-04-09N 142-16-46E
- (2) 41-43-09N 142-59-46E
- (3) 41-38-14N 142-59-46E
- (4) 41-40-45N 143-26-26E
- (5) 41-33-10N 143-29-46E
- (6) 41-10-10N 143-19-46E
- (7) 41-10-10N 142-09-47E
- (8) 41-20-10N 142-07-47E
- (9) 41-59-09N 142-03-47E

海 図 W43
 出 所 防衛省防衛政策局



6年15項 北海道東岸 ー 羅臼港 防波堤名称について

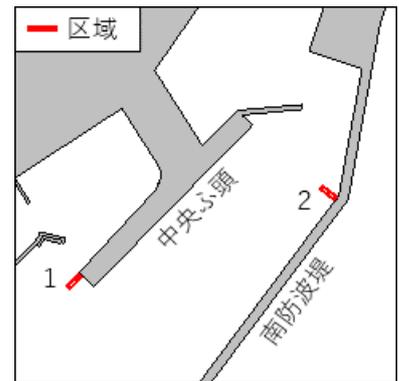
下記のとおり、防波堤の名称が変更されている。

名 称 (変更後) 南防波堤
 (変更前) 南島防波堤、島防波堤
 海 図 W1402(羅臼港)
 出 所 第一管区海上保安本部



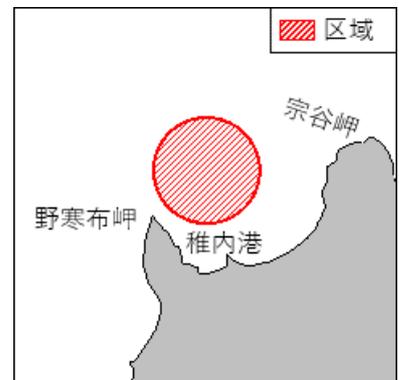
6年16項 北海道東岸 — 羅臼港 波除堤等完成
 下記区域に、波除堤及び突堤が完成した。

- 区 域 1 下記2地点を結ぶ線上、幅約6m
 (1) 44-01-07.9N 145-11-54.1E
 (2) 44-01-08.5N 145-11-55.0E (岸線上)
 2 下記2地点を結ぶ線上、幅約7m
 (3) 44-01-12.9N 145-12-11.9E
 (4) 44-01-12.4N 145-12-13.0E (岸線上)
- 海 図 W1402 (羅臼港)
 出 所 羅臼海上保安署



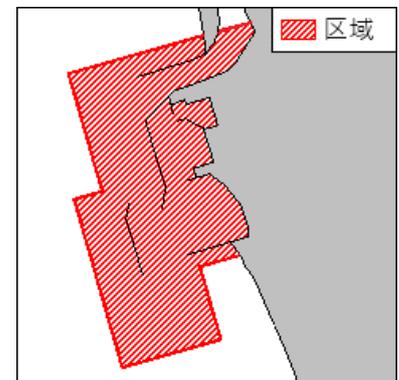
6年17項 北海道西岸 — 稚内港及び付近 照明弾発射訓練
 下記区域で、巡視船による照明弾発射訓練及びもやい銃発射訓練が実施される。

- 期 日 令和6年1月26日(予備日27日、28日) 0800~1900
 区 域 45-29-32.3N 141-43-03.8E
 を中心とする半径3海里の円内海域
 備 考 訓練中、国際信号旗「UY」旗掲揚
 夜間、紅色閃光灯点灯
 海 図 W1041-W1040
 出 所 稚内海上保安部



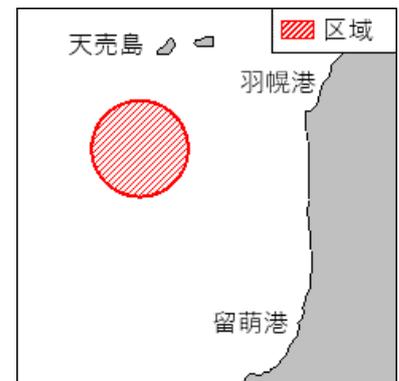
6年18項 北海道西岸 — 天塩港及び付近 水路測量
 図に示す区域で、作業船による水路測量が実施される。

- 期 間 令和6年2月1日~3月15日 日出~日没
 備 考 測量作業中、白紅白の燕尾旗掲揚
 海 図 W40A-W1045
 出 所 第一管区海上保安本部



6年19項 北海道西岸 — 留萌港北西方 射撃訓練
 下記区域で、巡視船による射撃訓練が実施される。

- 期 間 令和6年2月5日(予備日6日~9日) 0800~1600
 区 域 44-15.0N 141-15.0E
 を中心とする半径5海里の円内
 備 考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚
 海 図 W1045
 出 所 留萌海上保安部

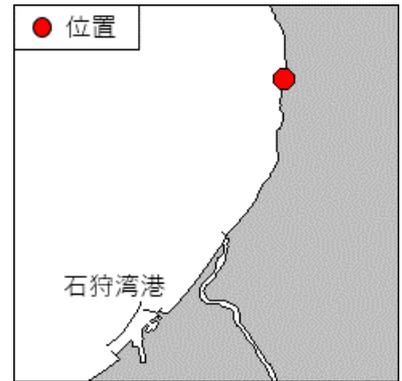


6年20項 北海道西岸 - 石狩湾港北北東方 障害物存在

一管区水路通報6年1号8項削除

下記位置に係留ブイらしきものが存在している。

位置 43-23.2N 141-25.7E
備考 直径約2m、高さ約1m、茶色、灯付(毎2秒1せん光)
海図 W28-JP28
出所 小樽海上保安部



6年21項 北海道西岸 - 神威岬西南西方 射撃訓練

下記区域で、巡視船による射撃訓練及び照明弾発射訓練が実施される。

期間 令和6年1月28日(予備日29日)0900~1600

区域 43-09.0N 139-53.2E
を中心とする半径5海里の円内

備考 訓練中、国際信号旗「NE4」旗及び「UY」旗掲揚

海図 W28-JP28

出所 小樽海上保安部



6年22項 北海道西岸 - 茂津多岬南方 灯台復旧

一管区水路通報6年1号11項削除

下記灯台は、復旧された。

灯台名称 鵜泊港西防波堤灯台

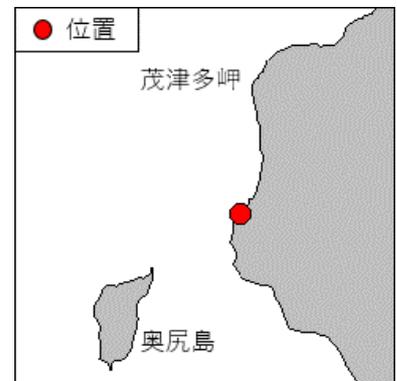
位置 42-21.5N 139-47.7E

備考 上記位置に設置されていた仮灯は撤去された

海図 W11-JP11

参照書誌 411 0606.9番

出所 函館海上保安部



6年23項 北海道南岸及び西岸 - 恵山岬南東方及び白神岬西方 救難訓練

下記区域で、回転翼航空機による救難訓練が実施される。

期間 令和6年2月1日~29日 0830~1715

区域 1 41-43.0N 141-29.4E
を中心とする半径5海里の円内
2 41-30.0N 139-35.0E
を中心とする半径5海里の円内

備考 発炎筒及びマリンマーカーを投下

海図 W10-JP10-W43

出所 函館航空基地

